

# マンション管理士吉田総合事務所通信

2018年(平成30年)1月25日  
第00058号(隔月発行)

編集／発行者：吉田総合事務所

住所：柏市豊四季255-5-509

電話：04-7190-2025

URL : [www.mangkan-buylan.com](http://www.mangkan-buylan.com)

判例トピック

# 改正し 管理規約 積立金で工事実施

共用部分と構造上一体で管理に影響を及ぼす部分の修繕に修繕積立金を充当できる旨改定した管理規約に基づき、専有部分を含む給排水管・ガス管の更新に加え、浴室、トイレ、給湯器、洗濯パンといった設備交換や新設を、修繕積立金を充当して実施した管理組合に対し、区分所有者2人が管理規約の改正や工事を含めた総会決議無効を求めた裁判の上告審で最高裁は9月14日付で上告不受理を決定した。区分所有者の請求を棄却した昨年3月の東京高裁判決が確定した。

裁判資料によれば、事件の舞台は昨年で築50年を迎えた神奈川県のマンション。管理組合は2012年、管理規約を改正し「専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となつた部分および共用部分の管理上影響を及ぼす部分の管理を共用部分の管理と一緒にとして行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる」とする規定を新設。同規定を修繕積立金の用途に加える改正も行つた。その後専有部分を含めた給排水管・ガス管の更新に加え、

トイレの交換、浴槽のユニットバス化と、それに伴う給湯器の設置、洗濯パンドを新設するなどの内容の工事実施を決議した。工事金額は5億9745万円。自費で先行して専有部分の工事をしていった区分所有者の一部は同年、総会決議の無効を求めて提訴。工事は13年4月末ごろまでに9割超の住戸で完了した。

点になつた。区分所有者側は「配管の更新と浴室・トイレなどの専有部分の設備工事を一体化して行う必要はない」とした上で、総会決議は専有部分工事に修繕積立金を充てるもので、すでに工事を実施している区分所有者との間に不均衡が生じるとし、区分所有法30条3項に違反し無効だと主張。規約改正で、先行して工事を実施した区分所有者はせつからく設置した設備を取り壊され「質が劣った設備を取り付けられる不利益を被る」とし、工事で特別の影響を受けるが不利益を被る区分所

有者の承諾はない、と訴えた。また「設備は配管と構造上一体となつた部分ではない」として、個別の承諾は不要とした。

△ 昨年3月15日の二審・東京高裁判決（川神裕裁判長）も、規約違反の有無に審判決を支持。同マンションでは「管理の方法については、浴室やトーションで専有部の配管として給排水管等と一緒に接続されている付属設備とを一括して更新することによって、配管類の更新すること」によれば、浴室やトイレは必要性および合理性を撤去して防水性があるというべきである」と判断し、区分所有者側の請求を棄却した。

△ 昨年9月30日の一審・横浜地裁判決（大竹優子裁判長）を介して公用部の配管浴室設備等およびその他の区分所有者側の請求を棄却した。

区分所有者  
2人が提訴も

## 二審とも管理組合が勝訴

# 理事の「互選」規定を重視

管理組合 理事長職 過半数で解任可 能

## 管理組合 理事長職

## 過半数の一致でOK

12/18 最高裁

管理組合の理事長を理事会役員の多数決で解任できるかどうかが争われた訴訟の上告審で最高裁第一小法廷(大谷直人裁判長)は12月18日、解任を認めなかつた2016年10月4日の福岡高裁判決を破棄し、審理を福岡高裁に差し戻すよう命じる判決を言い渡した。大谷裁判長は「理事を組合員のうちから総会で選任し、「互選により理事長を選任する」と定められた管理規約がある場合、「理事の過半数の一致により理事長職を解くことができる」と解するのが相当」とする判断を示した。規約条文が「マンション標準管理規約」に準拠しているケースでは、理事長職は理事会役員の多数決で解任できるとする解釈が初めて示された。

判決は裁判官5人の全員一致。大谷裁判長は、区分所有法3条・25条1項の定めから、まず一区分所有法は、集会による決議以外の方法による管理者の解任を認めると解釈した。このため、理事の互選その方法について区分所有者の意思に基づく自治的規範である規約に委ねられる「理事長は区分所有法上の管理者とする」「役員である理事には理事長も区画所有者とする」「役員の選任・解任を総会決議で決める」「理事は組合の互選で理事長を選任し、その互選で理事長をめぐらざる」などと定められると結論付けた。

◎ 理事長の解任をめぐらざる総会で選任されると、大谷裁判長は、「役員であつて、理事長も区画所有者とする」と言及。その上で「理事長は区分所有法上の管理者とされる」、「役員の選任・解任を総会決議で決める」とは、理

た規約に着目。条文の趣旨を「理事長を理事が就く役職の一つと位置付けていた上、理事に対し、原の設立総会で役員に、理事長の職に就く者を定めたが、その後の理事会で職が原を解かれた元理事長が原を

た規約に委ねる趣旨」と考へる。このため、理事長の職を解き、別の理事長に定めることが、理

事長について理事会の過半数の一致により選任された理事長の主張を認め、元理事長を解任した理

事長の職に就く者を定めたが、その後の理事会で職が原を解かれた元理事長が原を

たが、実際には支払われてこなかつた。

月額100円に有償化。2008年に同1500円に改定し、11月に月

額1万3000円～2万6000円に改定する総会決議を行った。駐車場部分の固定資産税・都市計画税や面積割合に応じた管理費・修繕積立金は購入者が支払う契約になつて

たが、実際には支払われてこなかつた。

裁判では1998年10月30日の最高裁判決が示した判断基準を踏襲。「増額の必要性・合理性が認められ、かつ増額された使用料が社会通念上相当な額」かどうかが争点になった。

## 専用使用权分譲の駐車場使用料 2万円の値上げは「相当」 総会決議「有効」と判断

阿保裁判官は、駐車場の分譲価格が住戸価格とは無関係に定められたものであった点や、約30年前まで賃貸に出されていたときの賃借料が6000円～2万円程度で、総会決議時点では月額2万5000円程度の使用料が設定された近隣駐車場もあった点などを考慮。

駐車場部分の塗装作業や漏水部分

への対応が行われており、今後マンションの老朽化に伴い支出費の増大が見込まれる、すでに専用使用权を購入するのに支払った対価に応じた使用利益を十分に得ているなどの点から

「値上げには必要性・合理性があり、増額された使用料も社会通念上相当」と判断した。(判例時報2347号)

(マンション管理新聞1060号)

## 判例ファイル

駐車場専用使用権が分譲された築40年超のマンションで、1500円だった使用料を約1万3000円～2万6000円に値上げする総会決議を行った管理組合が、値上げ分の支払いを拒んだ区分所有者3人に決議の有効確認と、使用料値上げ分に加え弁護士費用の支払いを求めた事件の判決がおととし、東京地裁であった。阿保賢祐裁判官は、弁護士費用約21万円を含め、管理組合の請求をほぼ全額認めている。

◎

判決はおととし9月15日付。双方控訴はせず、確定している。

マンションは1973年入居。

裁判で問題になった駐車場専用使用権は3台分で、屋内120万、屋外80万円で分譲されていた。当初使用料は無料だったが、築23年の96年ごろに

## 編集後記

マンション管理組合では築年数が増えればそれに伴って解決すべき課題が増えて来ます。それに伴い、理事会の役員、特に理事長の心理的、時間的負担は相当なものになります。管理会社は管理委託契約の範囲内のことばつてくれますが、それ以外のことは管理組合自身でやるしかありません。問題解決のためマンション管理についての専門知識をその都度勉強して行くことは大変な苦労です。そこで、かかりつけの医者のようなマンション管理士が身近にいれば時間的、心理的負担が格段に軽減され、どなたでも理事長が務まると思います。(吉田)